

定 款

一般社団法人 すぎなみ文化協会

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 すぎなみ文化協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、杉並の文化資産を発見し、掘り起こし、形にして、次世代に伝えることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 講座およびイベントの開催
- (2) 出版・印刷
- (3) 地域に関連する商品の製作・販売
- (4) 地域に関連する調査・研究
- (5) その他当法人の目的に必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員・準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める会員基準に基づき、入会申込書を理事会に提出し、承認を得なければならない。

2 正会員に入会しようとする者は、理事2名以上の推薦を必要とする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を別に定める会員基準に基づき支払う義務を負う。

2 年会費の納入期限は毎年度の4月1日とする。初年度については、入会日を以て納入期限とする。

(社員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会員基準に基づく納期限を超えて、会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。

2 退会を希望する会員は、退会希望日の2か月以上前に所定の退会申請書を理事会に提出する。

3 理事会による承認の後、代表理事は速やかに当人へ通知する。その通知日を以て退会日とする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は別に定める会員基準の会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときはあらかじめ定めた順位により、副代表理事がこれに代わるものとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上7名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を副代表理事とする。

3 代表理事を会長と称し、副代表理事を副会長と称することができる。

(選任等)

第20条 理事、及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるとき、監事は、社員以外の者から社員総会の決議によって、選任することを妨げない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事及び副代表理事の選定及び職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 副代表理事は、代表理事の業務を補佐する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、業務を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成し、理事会に提出する。

2 監査報告書は、5年間保管する。

(解任)

第24条 理事及び監事は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 27 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 顧問

(顧問)

第 28 条 本会に任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の求めに応じて業務執行に関する助言を行なう。
- 4 顧問は、代表理事の要請により理事会に出席することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (4) 会員の入会および除名の決定

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

- 2 理事会は、顧問の理事会出席を要請することができる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は 10 年間、保管する。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 34 条 当法人は、会員又は会員以外の者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 35 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取り扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 36 条 基金の拠出者は、前条の基金取り扱い規定に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第 37 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条 2 項に定める範囲で決議を経た後、理事会が決定したところに従って行なう。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、監事の監査を受け、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決

議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(細則)

第 40 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経るものとする。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 41 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の理事及び監事、顧問)

第 42 条 当法人の設立時の理事及び監事、顧問は、次のとおりである。

設立時理事 土屋 隆一

設立時理事 伴 和久

設立時理事 本田 良夫

設立時理事 村田 くるみ

設立時監事 荒井 孝雄

設立時顧問 山下 啓義

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 43 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都練馬区石神井町八丁目 53 番 12 号

土屋 隆一

東京都渋谷区初台一丁目 17 番 3-105 号

伴 和久

東京都杉並区天沼三丁目 15 番 3 号

本田 良夫

東京都杉並区下井草五丁目 22 番 10 号

村田 くるみ

(法令の準拠)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(設立当初の入会金及び会費)

第 45 条 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	10,000 円	年会費	5,000 円
準会員	入会金	0 円	年会費	3,000 円
賛助会員	入会金	0 円	年会費	一口 10,000 円

以上、一般社団法人すぎなみ文化協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 28 年 7 月 5 日

設立時社員 土屋 隆一 印

設立時社員 伴 和久 印

設立時社員 本田 良夫 印

設立時社員 村田くるみ 印